

議案第 25 号

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町中央公民館の使用料に関する規定を整理すること
に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例（平成１５年大口町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表（第１０条関係）第２号ステージの項から放送設備の項までを削る。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第 1 0 条関係）大口町中央公民館使用料			別表（第 1 0 条関係）大口町中央公民館使用料		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設備等使用料			(2) 設備等使用料		
設備	単位	単価（円）	設備	単位	単価（円）
照明灯	全面 1 時間 (片面は半額)	5 0 0	<u>ステージ</u>	<u>1 回</u>	<u>4, 0 0 0</u>
集会室冷暖房機	1 時間	1, 0 0 0	<u>グランドピアノ</u>	<u>1 台</u>	<u>1, 0 0 0</u>
			<u>放送設備</u>	<u>1 式</u>	<u>1, 0 0 0</u>
			照明灯	全面 1 時間 (片面は半額)	5 0 0
			集会室冷暖房機	1 時間	1, 0 0 0
備考 略			備考 略		